

小笠原サンゴ密漁対策について

平成26年11月19日
水産庁

1 罰金及び担保金の引き上げ

(1) 我が国水域における中国サンゴ船の密漁に対する抑止効果を最大限に高めるため、外国漁船の違法操業に対する罰金を大幅に引き上げる改正法案が本日成立したところ。

(今後の予定：11月27日公布、12月7日施行)

参考：改正内容

① 領海内操業及び排他的経済水域での無許可操業に対する罰金：3000万円（現行：領海内400万円、排他的経済水域内1000万円）

② 立入検査の忌避に対する罰金：300万円（現行30万円）

③ 罰則改正の周知期間として最短である公布後10日

(2) 併せて、担保金の大幅引き上げについても行うこととしているところ。

参考：改正内容

① 無許可操業及び禁止海域内操業：3000万円

② 立入検査忌避：300万円

③ 違法採補されたサンゴに対する加算金：600万円/kg

2 その他緊急に検討が必要な事項

5日に行われた外交・国土交通・水産・国防合同部会の決議及び14日に行われた小笠原村による官房長官への要望等を踏まえ、以下の課題について、緊急に検討。

- ・漁業取締りの強化
- ・サンゴの被害状況調査
- ・その他緊急に検討が必要な事項